

## 富山県福祉人材確保対策・介護現場革新会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 介護サービスの需要が更に高まる一方で、生産年齢人口は急速に減少することが見込まれている中で、介護現場において、テクノロジーの活用などによるサービスの質の向上や職員の負担軽減といった生産性向上の推進は喫緊の課題となっている。そうした中で、総合的な人材確保策を進めるとともに、介護現場の生産性向上に係る取組みを推進するため、富山県福祉人材確保対策・介護現場革新会議（以下、「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次の事項について協議する。

- (1) 地域における介護現場の課題に即した対応方針や計画に関する事
- (2) とやま介護テクノロジー普及・推進センターの運営方針に関する事
- (3) 介護現場の生産性向上の推進及び人材確保に係る取組みに関する事

### (組織)

第3条 会議は、別表に掲げる団体から推薦された者及び富山県知事が必要と認める者をもって組織する。

2 委員は、富山県知事が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任はさまたげない。

### (会長及び副会長)

第5条 会議には会長、副会長を置くものとする。

2 会長は、委員の互選により選出するものとする。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、会長が総理し、招集するものとする。

2 会議の議長は、会長があたるものとする。

### (ワーキンググループ)

第7条 会議には、検討項目についての具体的な対策案の作成等を行うワーキング

グループを置くものとする。

- 2 ワーキンググループの座長及びワーキンググループの委員は、会長が指名する。
- 3 ワーキンググループは、座長が招集する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、富山県厚生部高齢福祉課において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

別表

富山県福祉人材確保対策・介護現場革新会議委員推薦団体

分野	団体名
職能団体	一般社団法人富山県介護福祉士会
	富山県ホームヘルパー協議会
	一般社団法人富山県介護支援専門員協会
社会福祉施設経営者団体	富山県老人福祉施設協議会
	富山県知的障害者福祉協会
	富山県社会福祉法人経営者協議会
養成機関	富山県介護福祉士養成校協会
就労関係団体	公益財団法人介護労働安定センター富山支部
	富山県人材活躍推進センター
経営・産業労働関係機関	公益財団法人富山県新世紀産業機構
関係行政	富山労働局
関係団体	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
教育関係	富山県教育委員会